

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 矢 口 明 子
(公 印 省 略)

定期監査結果に対する措置等について

令和5年10月18日付監発第66号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課 名	監 査 結 果	措 置 内 容
土木課	<p>注意 事項</p> <p>【補助金等の支出】 ○交付申請から交付決定までの期間が2か月以上のもの</p> <p>令和4年度酒田市小型除雪機械購入補助金に係る交付決定について、令和4年4月1日付けで2団体から交付申請書が提出され同日付けで收受しているにもかかわらず、交付決定が6月30日付けでなされていた。さらに、7月1日付けで、交付決定を受けた1団体から、機械本体の値上げ及び延長保証追加による変更申請書が提出され、同日付けで変更交付決定をしている。</p> <p>また、令和5年度の同補助金についても、令和5年4月3日付けで交付申請書2件が提出されているが、交付決定が6月5日付けとなっている。</p> <p>速やかな事務手続を行うこと。</p>	<p>補助金交付規則及び補助金交付要綱に則り事務処理を行うことを課内で周知、共有するとともに、補助金交付事務を伴う事業においては、適正かつ迅速な事務処理を行うよう注意喚起した。</p> <p>今後は、担当職員、係長の双方がその都度チェックを徹底することで再発防止に努める。</p>